

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人CAI
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区上社1丁目409番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 鈴木 誠
電話番号	052-779-1152

第2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	星ヶ丘にじ保育園
施設の所在地	名古屋市名東区名東本町107番
管理者氏名	園長 平野小百合
連絡先	電話 052-789-1577 FAX 052-789-1711

第3 施設の目的・運営方針

星ヶ丘にじ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門知識、技術を及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	1,256.47m ²
	屋 外 遊 戯 場	464.24m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造地下1階、地上2階
	延 べ 面 積	971.59m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	2室	ひよこ 組 (0歳児クラス) ぺんぎん組 (1歳児クラス)
保 育 室	4室	りす 組 (2歳児クラス) うさぎ 組 (3歳児クラス) くま 組 (4歳児クラス) ぞう 組 (5歳児クラス)
遊 戯 室	1室	
調 理 室	1室	
医 務 室	1室	
相 談 室	1室	
職 員 室	1室	

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2号認定子ども		67人
3号認定子ども	満1歳以上	30人
	満1歳未満	3人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
副園長	1	1	—	
主任(調理室を含む)	3	3	—	
保育士	21	12	9	
医師(嘱託医)	2	—	2	
看護師	2	2	—	
調理員(栄養士)	4	1	3	
清掃職員	1	—	1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しています。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園 長	7:30～16:30又は9:30～18:30	
副園長	8:30 ～ 17:30	
保育士	早番 7:30 ～ 16:00 中番 8:30 ～ 17:00 遅番 9:30 ～ 18:00 延長担当 11:00 ～ 19:30	*ローテーションにより 各保育士の勤務日及び 勤務時間帯は異なります。
調理員	8:00 ～ 16:30	
看護師	8:00 ～ 17:00	
清掃職員	9:30～12:00/15:00～17:30	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 原則として年齢別クラス担任を決めています。職員の時差勤務、研修等のため、担当保育士が異なることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:30 ～ 18:30 (～19:30)
		土曜日	7:30 ～ 18:30 (～19:30)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30～ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分まで（延長保育は19時30分まで）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間と通勤時間を考慮し、保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議の上で保護者毎に個別に決定します。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲以内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者毎に個別に決定します。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び、16時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。
- (3) 入園決定後は、原則的に1週間をめどに慣らし保育を行うことをお勧めします。
- (4) クラス別を主体とした保育は、平日の8時30分から15時30分までです。ただし、土曜日はクラス交流保育等を行います。
- (5) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育の必要な事由に欠ける状態であることからクラス別保育が終わった15時30分までとします。
- (6) 保護者が育児休暇中の園児の保育時間は、原則としてクラス別保育時間です。
- (7) 心身に障害のある園児の保育時間はその園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談下さい。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

(引 継 ぎ) 子どもの最善の利益を大切に、保護者から信頼されて、地域に愛される保育園を目指す。

(法人独自) 人権の尊重・健全な成長・家族との協力・子育て支援・国際社会

(2) 当園の保育方針

(引 継 ぎ) ・子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考慮し、保育を進めます。

・保護者や地域の子育てを積極的に支援します。

・専門職として自覚を持ち、人間性・専門性の向上に努めます。

(法人独自) 豊かな人間性と国際性の育成

(3) 当園の保育目標

(引 継 ぎ) 「自分が好き、友だちが好き」

・自分も友達も大好きな子ども =愛情をこめて育てられる中で自分を大切に、友だちも大切にする

・心身ともに健康な子ども =健康的な生活習慣を身につけ、あそびの中で丈夫な身体をつくる

・考える子ども =よく考えて、自分の意見を持つ

・意欲的にあそぶ子ども =五感を使っていろいろな遊びを経験する

(法人独自) 健康な身体、やさしい心、知識と想像力、情緒の発達、自立と個性、国際性

(4) デイリープログラム(標準的な一日の流れ)

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	開門、保育準備 早朝保育(保護者と一緒に順次登園) 0～2歳児、3～5歳児に分かれて室内で自由遊びをします。	7:30	開門、保育準備 早朝保育(保護者と一緒に順次登園) 室内自由遊びをします。
8:30	年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育士や友達と一緒に戸外又は室内で自由遊びをします。	8:30	異年齢交流保育
9:00	おやつ (乳児)	9:00	おやつ (乳児)
9:30	片づけ～計画にそった活動 ・散歩、リズム、造形、音楽、集団遊びなど 年齢ごとに遊びます。		片付け
10:45	給食 (0、1歳児) ※	10:45	給食 (乳児)
11:00	給食 (2歳児) ※	11:00	給食 (幼児)
11:30	給食 (幼児) ※		
12:00	午睡 (乳児)	12:00	午睡
12:45	午睡 (幼児) ※※		保護者と一緒に順次降園
13:00	戸外又は室内遊び (5歳児)		
14:20	片付け (5歳児)		目覚め
14:30	目覚め (0～4歳児)	14:30	おやつ
15:00	おやつ	15:00	戸外又は室内遊び 異年齢交流保育
15:30	降園 夕刻保育 ・保護者と一緒に順次降園 ・戸外又は室内で自由遊びをします。 ・0・1歳児、2歳児、3～5歳児と分かれて遊びます。		
18:30	延長保育(18:30～19:30)、おやつ	18:30	延長保育(18:30～19:30) おやつ
19:30	チャイルドクラブ延長保育(19:30～20:30)	19:30	チャイルドクラブ延長保育(19:30～20:30)
20:30	保育終了、閉門	20:30	保育終了、閉門

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し、宗教食への配慮もします。

※※ 4歳児は8月頃まで、5歳児は夏期のみ午睡します。

(5) 年間行事計画

月	行 事
4 月	・入園式
5 月	・春の遠足 ・春の内科検診 ・保育参観(幼児) ・クラス懇談会
6 月	・プラネタリウム見学(5歳児のみ) ・歯科検診 ・視力測定(4歳・5歳)
7 月	・プール開き ・七夕まつり ・夏まつり
8 月	・お化け屋敷
9 月	・敬老会
10 月	・運動会・秋の遠足・秋の内科検診・ハロウィン・乳児個人懇談会・いもほり
11 月	・幼児個人懇談会 ・デイスサービス訪問 ・お店屋さんごっこ
12 月	・クリスマス会 ・視力測定(4歳・5歳)
1 月	・もちつき
2 月	・節分 ・名古屋市保育まつり(5歳児) ・劇発表(幼児) ・クラス懇談会
3 月	・ひなまつり会 ・お別れ遠足 ・お別れ会 ・卒園式(5歳児)

※ 誕生会・身体測定・避難訓練・ワールドトリップ(4歳児以上)を毎月実施します。

※ 園バスを利用した「園外保育」(3歳児以上)を月1回(8月を除く)、費用保護者負担で実施しています。

※ 詳しくは「年間行事予定表」をご覧ください。

(6) 給食の提供

園児の健康と発達に必要な量を栄養士が計算し、給食・離乳食の園独自の献立を作成し、給食を提供しています。各家庭にも毎月献立表を配布しています。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出下さい。

(7) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ(生後57日目)からの保育を実施しています。

・産休あけ、育休あけ入所予約事業

産休あけ、育休あけの職場復帰のときに、入所する保育所をあらかじめ予約していただくことにより、産休中または育休中の保護者の方に安心して出産、育児に専念していただくというものです。

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子を受け入れ、健常児と共に保育をすることにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額 (利用料) 名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる利用者負担

種別	費用	延長時間	区分
延長 保育	飲食 物費	1 時間	提供した飲食物費の実費相当額と 1,000 円を比較して少ない方の額
		その他	提供した飲食物の実費相当額
	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども日額 200 円
		その他	1 時間の額を参考として保育所長が定める額

(3) 短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間 延長	事業の 運営費	1時間 2時間 3時間	生活保護世帯及び当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 0 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100 円
			当該年度分 (4 月から 8 月までにあつては前年度分) 市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども日額 200 円

(4) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費を年齢別にお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	給食主食費（3歳以上児）	月額 670 円
	給食副食費（3歳以上児）	月額 4,500 円
	帽子代	1,000 円
	かばん代	3,600 円
	行事代	月額 3,000 円
	卒園アルバム代(5歳児)	2,800 円
	デイリーレポート用下敷き	280 円
	児童用消耗品(クレヨン、色鉛筆、等)	お願いすること有り
	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担	A 階層 年 30 円 BC 階層 年 260 円
	3歳児以上の園外保育料金 (移動用園バス料金等)	月額 1,000 円 * (年額 12,000 円)
	その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させる事が適当と認められるもの。(別紙「用品購入用紙」参照)	

*園バス利用による園外保育は、事情で実施しない月があっても(月額 1,000 円)の負担額に変わりありません。園バスの駐車場料金、ガソリン代、保険料金等に使用します。

※その他の金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合は、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関(嘱託医)

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医 療 機 関 の 名 称	長坂こどもクリニック	渡辺歯科医院
医 師 名	長坂 正人	渡邊 正臣
所 在 地	名東区名東本通3-48-1	名東区亀の井1-132
電 話 番 号	052-701-1015	052-702-1800

(2) 災害共済給付制度への加入

当園では園児には(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛け金をご負担いただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

第 1 3 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前5時30分現在、暴風警報が発令されている場合は、午前7時30分の開園を中止するなど、警報の発令時刻または解除時刻によってその日の保育の実施が変わります。(詳しくは別紙をご覧ください)
避難準備・高齢者避難開始時 避難勧告・避難指示(緊急)	・適用された場合は解除されるまで休園となります。 ・登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。
南海トラフ地震に関する情報 特 別 警 報 発 令 時	・午前5時30分現在、「注意情報」または「警戒宣言」がある場合は、午前7時30分の開園を中止するなど、「注意情報」または「警戒宣言」の発表時刻または解除時刻によってその日の保育の実施が変わります。(詳しくは別紙をご覧ください) ・登園後に「注意情報」または「警戒宣言」が発表された場合は、直ちに休園となりますので、速やかにお迎えにきてください。
避 難 訓 練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するように努めています。

第 1 4 防犯、事故防止のための措置

当園は、保育園の安全を確保するため、警察への非常通報装置を設置しており、防犯に努めています。
毎年、年1回名東警察署の方にきていただき、職員・園児全員参加の防犯訓練を行っています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施しています。

第16 苦情等の受付について

当園に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 平野 小百合 苦情受付担当者 副園長 山本 麻美
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水四丁目17番1号 電 話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第17 その他、留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られる時は、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。
- (3) 登降園の時は必ず職員に声をかけてください。
- (4) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの方や時間が異なる時は、前もって連絡してください。

※18歳未満の方のお迎えは、お断りしています。

- (5) 登園の時には「デイリーレポート」に健康状況など「家族からの連絡」を記入し、提出してください。降園時には「デイリーレポート」を受取り、園児の様子などの「園からの連絡」をお読みください。
- (6) 駐車場の利用には「駐車場利用ルール」があります。ルールを守って交通安全にご協力をお願いします。

※この重要事項説明書の内容は、令和7年1月現在の情報です。



星ヶ丘にじ保育園における

重要事項に関する同意書 兼 契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「星ヶ丘にじ保育園重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

星ヶ丘にじ保育園

園 長 平野小百合

私は、「星ヶ丘にじ保育園 重要事項説明書」に基づいて、星ヶ丘にじ保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。

また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、星ヶ丘にじ保育園の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

児 童 氏 名 : _____

保 護 者 氏 名 : _____

児童から見た続柄 : _____

保育園 処理欄	
------------	--

